

# 参 考 資 料

## 第 1 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和8年2月25日提出

議番号	件 名
2 0	玉名市行政手続条例の一部を改正する条例
2 1	玉名市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
2 2	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
2 3	玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
2 4	玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
2 5	玉名市保育所条例の一部を改正する条例
2 6	玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
2 7	玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
2 8	玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例
2 9	玉名市営住宅条例の一部を改正する条例
3 0	玉名市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例
3 1	玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例
3 2	玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例



議第20号関係

玉名市行政手続条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> <u>によって行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定に</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定に</p>

より当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の住所が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人と、同項中「\_\_\_\_\_とき」とあるのは「\_\_\_\_\_とき（\_\_\_\_\_同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

より当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項\_\_\_\_\_の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の住所が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項\_\_\_\_\_中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた\_\_\_\_\_日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び\_\_\_\_\_第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号\_\_\_\_\_」とあるのは「同条第3号\_\_\_\_\_」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

議第21号関係

玉名市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において「独自利用事務等に関する情報」とは、身体障害者手帳交付に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による日常生活用具の給付等に関する情報、子ども医療費助成に関する情報、ひとり親家庭等医療費助成に関する情報、重度心身障害者医療費助成に関する情報、<u>予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）によるもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）によるものを除く。以下「任意接種」という。）に関する情報及び住登外者宛名情報（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。以下同じ。）をいう。</u></p> <p>3 この条例において「総合福祉関係情報」とは、子ども子育て支援関係情報、児童通所等給付費支給決定に関する情報、精神障害者保健福祉手帳交付に関する情報、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置及び費用の徴収に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当支給に関する情報、児童手当の支給に関する情報、補装具費支給認定に関する情報、自立支援医療費支給認定に関する情報、<u>介護給付費支給決定に関する情報並びに生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置</u>に関する情報</p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において「独自利用事務等に関する情報」とは、身体障害者手帳交付に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による日常生活用具の給付等に関する情報、子ども医療費助成に関する情報、ひとり親家庭等医療費助成に関する情報、重度心身障害者医療費助成に関する情報、<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置</u>に関する情報及び住登外者宛名情報（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>3 この条例において「総合福祉関係情報」とは、子ども子育て支援関係情報、児童通所等給付費支給決定に関する情報、精神障害者保健福祉手帳交付に関する情報、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置及び費用の徴収に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当支給に関する情報、児童手当の支給に関する情報、補装具費支給認定に関する情報、自立支援医療費支給認定に関する情報<u>並びに介護給付費支給決定</u>に関する情報</p>

する情報をいう。

(個人番号の利用範囲)

第4条 略

2・3 略

4 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務 \_\_\_\_\_ を処理するために必要な限度で、独自利用事務等に関する情報又は総合福祉関係情報(利用特定個人情報を除く。) であって自らが保有するものを利用することができる。

5 略

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1～6 略	略
7 市長	任意接種に関する事務であって規則で定めるもの
8 略	略
9 略	略

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1～7 略	略	略
8 市長	任意接種に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給若しくは実費の徴収に関する情報又は新型インフ

する情報をいう。

(個人番号の利用範囲)

第4条 略

2・3 略

4 市長又は教育委員会は、番号法別表の下欄に掲げる事務又は番号法第9条第1項に規定する準法定事務 を処理するために必要な限度で、独自利用事務等に関する情報又は総合福祉関係情報 \_\_\_\_\_ であって自らが保有するものを利用することができる。

5 略

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1～6 略	略
7 略	略
8 略	略

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1～7 略	略	略

		<u>ルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であつて規則で定めるもの</u>		
--	--	---	--	--

議第22号関係

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新							旧						
別表（第2条—第5条関係）							別表（第2条—第5条関係）						
執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期	執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	略	略	略	略	略	略	市長	略	略	略	略	略	略
	玉名市総合戦略審議会	略	略	略	略	略		玉名市総合戦略審議会	略	略	略	略	略
								玉名市九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会	(1) 九州看護福祉大学の公立大学法人化に関すること。	審議	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する機関及び団体の代表者 (3) その他市長が適当と認める者	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間
	略	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	玉名市情報化推進計画策定審議会	略	略	略	略	略		玉名市情報化推進計画策定審議会	略	略	略	略	略
	玉名市硝酸性窒素削減対策検討委	(1) 硝酸性窒素削減計画の策定及び	調査及び審議	15人以内	(1) 学識経験を有する者	1年							

員会	変更に関する <u>こと。</u> (2) <u>硝酸性窒素削減計画に基づく事業の実施に関する<u>こと。</u></u> (3) <u>その他硝酸性窒素削減に関し市長が必要と認める事項に関する<u>こと。</u></u>			(2) <u>地域の代表者</u> (3) <u>関係する機関及び団体の代表者</u> (4) <u>その他市長が適当と認める者</u>						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
玉名市農業振興地域整備促進協議会	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
玉名市有機農業推進協議会	(1) <u>有機農業推進計画の策定及び変更に関する<u>こと。</u></u> (2) <u>有機農業推進計画に基づく事業実施に関する<u>こと。</u></u> (3) <u>その他有</u>	調査及び審議	1 2人以内	(1) <u>関係する機関及び団体の代表者</u> (2) <u>その他市長が適当と認める者</u>	2年					
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
玉名市農業振興地域整備促進協議会	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

		<u>機農業の推進</u> <u>に関し市長が必要と認める事項</u> <u>に関すること。</u>				
	略	略	略	略	略	略
教育委員会	略	略	略	略	略	略
	玉名市地域 学校協働本 部運営委員会	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略

	略	略	略	略	略	略
教育委員会	略	略	略	略	略	略
	玉名市地域 学校協働本 部運営委員会	略	略	略	略	略
	玉名市図書 館窓口等業 務委託事業 者選定委員 会	(1) 玉名市図 書館窓口等 業務委託事 業者の選定 に関するこ と。	審査	7人以 内	(1) 学識経 験を有す る者 (2) 教育委 員会が指 名する職 員 (3) その他 教育委員 会が適当 と認める 者	当該委嘱 又は任命 に係る所 掌事務が 終了する までの期 間
	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略

議第23号関係

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

新	旧																						
<p>(玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正(第1条関係))</p>																							
<p>(費用弁償)</p>																							
<p>第6条 議員等が職務のため旅行するときの費用弁償の額は、別表第2に定めるもののほか、玉名市一般職の職員の旅費支給の例による。ただし、外国旅行については、国家公務員の例を基準として市長が定めるものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p>	<p>第6条 議員等が職務のため旅行するとき_____は、別表第2により費用を弁償する_____。ただし、外国旅行については、国家公務員の例を基準として市長が定めるものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">費用弁償の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鉄道賃</td> <td>運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船賃</td> <td>運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宿泊費</td> <td>国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2の1本邦の表で定める指定職職員等の宿泊費基準額の範囲内の実費額</td> </tr> </tbody> </table>	種類	費用弁償の額	鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。	船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。	宿泊費	国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2の1本邦の表で定める指定職職員等の宿泊費基準額の範囲内の実費額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">車賃(1 キロメ ートル 当たり)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">日当</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">宿泊料</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">食卓料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">甲地方</th> <th style="text-align: center;">乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">議会議員</td> <td style="text-align: center;">37円</td> <td style="text-align: center;">3,000 円</td> <td style="text-align: center;">14,800 円</td> <td style="text-align: center;">13,300 円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 宿泊料に係る甲地方及び乙地方の区分については、一般職の職員の旅費に準ずる。</p>	区分	車賃(1 キロメ ートル 当たり)	日当	宿泊料		食卓料	甲地方	乙地方	議会議員	37円	3,000 円	14,800 円	13,300 円	3,000円
種類	費用弁償の額																						
鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。																						
船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。																						
宿泊費	国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2の1本邦の表で定める指定職職員等の宿泊費基準額の範囲内の実費額																						
区分	車賃(1 キロメ ートル 当たり)	日当	宿泊料		食卓料																		
			甲地方	乙地方																			
議会議員	37円	3,000 円	14,800 円	13,300 円	3,000円																		





合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(2) 赴任 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤官署から新在勤官署に旅行することをいう。

(3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(4) 家族 \_\_\_\_\_ 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と \_\_\_\_\_ 生計を一にする \_\_\_\_\_ ものをいう。

(5) 略

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

\_\_\_\_\_ を離れて旅行することをいう。

(2) 赴任 地方自治法第252条の17の規定に基づき派遣された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任 \_\_\_\_\_ のため旧在勤地 から新在勤地 に旅行することをいう。

(3) 扶養親族 職員の配偶者（ \_\_\_\_\_ 届出をしない \_\_\_\_\_ が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(4) 略

2 この条例において「何級の職務」とは、玉名市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号）別表第2の級別職務分類表及び玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）別表第2の級別職務分類表による当該級の職務をいう。

3 この条例において「何々地」とは、市町村の存する地域をいう。  
(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職\_\_\_\_\_（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 略

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法\_\_\_\_\_第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 略

6 第1項、第2項\_\_\_\_\_及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が、\_\_\_\_\_次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、職員が市有の自動車又は自家用の自動車（任命権者が市長に協議して定める基準に従い登録されたものに限る。以下「自家用車」という。）を使用し、宿泊をしない旅行をするときは、旅費のうち日当は、支給しない。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 略

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員が\_\_\_\_\_市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

5 略

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において当該旅行\_\_\_\_\_のため、既に支

出した金額 \_\_\_\_\_ のうちその者の損失となる  
金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給  
することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を  
受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める \_\_\_\_\_  
事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合に  
は、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部  
又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規  
則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合にお

出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった  
金額で次に掲げる \_\_\_\_\_ものを旅費として支給  
することができる。

(1) 第15条の規定に基づき任命権者が市長に協議して定める旅  
費の額を支給する場合を除き、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃  
として支払った金額並びにホテル、旅館その他の宿泊施設の利  
用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続を採ったに  
もかかわらず払戻しを受けることができなかつた金額。ただし、  
その額は、その支給を受ける者が当該旅行についてこの条例に  
より支給を受けることができる鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及  
び宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う家財の移転のため支払った金額で、当該旅行につ  
いてこの条例により支給を受けることができる移転料の額の3  
分の1に相当する額の範囲内の額

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を  
受けることができる者が、天災 \_\_\_\_\_ その他、真にやむを得ない  
事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合に  
は、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部  
又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、次  
に掲げる金額を旅費として支給することができる。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、  
乗船券等の切符類で、当該旅行について購入したもの（以下「切  
符類」という。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場  
合には、その喪失したとき以後の旅行を完了するため、この条  
例により支給することができる金額

(2) 現に所持していた旅費の一部を喪失した場合には、前号に規  
定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については購入金額  
のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた金額

いて、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼書（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがないときには、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 前項ただし書の規定により口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に

(旅行命令等)

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合（市有の自動車を使用し、宿泊をしない旅行をする場合を含む。）に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、既に発した旅行命令等を変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼書（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示し、又は当該旅行者に交付してなければならない。ただし、これを提示し、又は交付するいとまがないときには、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に

当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、市長が別に定める。

(旅行命令簿等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 略

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

当該旅行者に提示し、又は \_\_\_\_\_ 当該旅行者に交付しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で \_\_\_\_\_ 定める。

(旅行命令簿等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された \_\_\_\_\_ 旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 略

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請した \_\_\_\_\_ がその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料 \_\_\_\_\_ とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種類及び第9条から第18条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は \_\_\_\_\_、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により前項の規定により難い場合は、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項のただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅

行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の2割、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の3割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中、一時ほかの地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者がその居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合には、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（路程の計算）

第13条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(旅費の請求手続)

- 第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料\_\_\_\_の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料\_\_\_\_を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内\_\_\_\_に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費

(2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路にあっては、次に掲げるものによる。

ア 県内旅行 熊本県管内料程要覧

イ 県外旅行 日本郵便株式会社の調に係る郵便線路図に掲げる路程

- 2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、当該路程の計算について信頼するに足るものの証明により路程を計算することができる。

(旅費の請求手続)

- 第14条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者\_\_\_\_は、旅費請求書\_\_\_\_
- \_\_\_\_  
\_\_\_\_
- \_\_\_\_に必要な書類を添えて、これを当該旅費\_\_\_\_の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額\_\_\_\_のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費\_\_\_\_の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給\_\_\_\_を受けることができない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後2週間以内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間以内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費

の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の全額から、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が別に定める。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大

の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の全額から、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。ただし、給与から差し引く場合には、当該旅行者の同意を得なければならない。

5 第1項に掲げる必要な添付書類及び前項に規定する給与の種類は、次に掲げるところによる。

(1) 旅費請求書に添付しなければならない書類は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類とする。

ア 概算払に係る旅費を請求する場合には、旅行命令権者が旅行命令又は旅行依頼を発したことの証明書

イ 精算払に係る旅費を請求する場合及び概算払に係る旅費の精算の場合には旅行命令簿等

(2) 前項に規定する給与の種類は、玉名市一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料、扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当又はこれ等に相当するものとする。

正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その

他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、職員又は職員以外の者が自家用自動車を使用して旅行する場合の移動に要する費用は、規則で定める。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以

下「省令」という。)別表第2の1本邦の表で定める職務の級が10級以下の者の宿泊費基準額(以下「宿泊費基準額」という。)の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3の1本邦の表で定める額とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項に定める額とする。ただし、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第15条 第3条第5項の規定により支給する旅費は、任命権者が市長に協議して定める。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

第2章 旅費及び旅費の支給

(鉄道賃)

第16条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下「運賃」という。）及び急行料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃による。
- (2) 前号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 前号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる100キロメートル以上の旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び急行料金のほか特別車両料金

2 前項の急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 前2項に規定する運賃及び急行料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、任命権者が市長に協議して定める運賃及び急行料金によることができる。

(船賃)

第17条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には1等の運賃による。
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この条において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(航空賃)

第18条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第19条 車賃の額は、別表第1に掲げる定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第13条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 前3項の規定にかかわらず、職員が自家用車を使用して、別表第2旅行地の欄に掲げる旅行地に旅行をする場合の車賃の額は、同表車賃の欄に定める額とする。

(日当)

第20条 日当の額は、別表の定額による。

2 鉄道50キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道2キロメートル又は水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

4 前3項の規定にかかわらず、市有の自動車又は自家用車を使用し、宿泊を要する旅行をする場合の日当の額は、第1項の定額に2分の1を乗じて得た額とする。

(宿泊料)

第21条 宿泊料の額は、別表に掲げる定額による。ただし、市長、副市長、市議会議員、教育長、法令又は条例に基づく委員及び専門委員（以下「市長等」という。）に随行する旅行の場合は、市長等の宿泊料を支給することができる。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第22条 食卓料の額は、別表に掲げる定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃は要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

(移転料等)

第22条の2 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の旅費については、熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）の規定に準じて市長が定める額及び方法により支給する。

(日額旅費)

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行をした場合に係る次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職にある者として退職等の日にいた地から旧在勤官署（旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所、その他旅行命令権者が認める場所）に旅行するものとして計算した旅費

第23条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。

- (1) 測量調査 土木営繕工事巡察その他これらに類する目的のための旅行  
(2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行  
(3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が市長に協議して定める。ただし、その額は、当該日額旅行の性質に応じ第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第23条の2 在勤地内において旅行する場合の旅費については、市長が別に定める。

(退職者等の旅費)

第23条の3 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費と

する。

- (1) 職員が出張中 に退職等となった場合には、次に規定する

旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職にある者として退職等の日にいた地から新在勤官署に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定めがある場合を除くほか、その支給を受ける者の資

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中 \_\_\_\_\_ に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前日の規定に準じて \_\_\_\_\_ 計算した旅費

格、旅行地の事情等により市長が定める。

(市内旅行の旅費)

第22条 市内旅行の旅費については、市長が別に定めるものとする。

第23条 略

(旅費支給の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種類について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(市内旅行)

第24条 市内における旅行については、旅費を支給しない。

第25条 略

(遺族の旅費)

第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第3号に掲げる順序により同順位の者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の調整)

第25条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 略

(旅費の返納)

第26条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が別に定める。

第27条 略

第3章 雑則

(旅費の調整)

第27条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、この条例、旅費に関する法令その他の規定による旅費を支給することが不当に旅行の実費を超えて支給することとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 略

(旅費の支給の特例)

第28条 職員でない者の旅費の支給については、その支給を受ける者の資格、旅行地の事情等により市長が定める。

第29条 略

別表第1 (第19条—第22条関係)

区分	車賃 (1キロメートル 当たり)	日当	宿泊料		
			甲地方	乙地方	食卓料
職員	37円	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備考 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方の区分については、規則で定める。

別表第2（第19条関係）

	旅行地	車賃
1	大牟田市	1,369円
2	熊本県庁	2,257円
3	熊本空港	2,886円
4	熊本市中央区（熊本県庁を除く。）	1,961円
5	熊本市東区	2,368円
6	熊本市西区	1,776円
7	熊本市南区	2,590円
8	熊本市北区	1,221円
9	八代市	4,329円
10	人吉市	8,362円
11	荒尾市	1,221円
12	水俣市	7,696円
13	山鹿市	1,406円
14	菊池市	2,109円
15	宇土市	2,553円
16	上天草市	4,736円
17	宇城市	2,997円
18	阿蘇市	4,736円
19	天草市	7,770円
20	合志市	1,924円
21	美里町	3,774円
22	玉東町	592円
23	南関町	1,221円
24	長洲町	962円

25	和水町	555円
26	大津町	2,553円
27	菊陽町	2,331円
28	南小国町	5,476円
29	小国町	5,291円
30	産山村	5,883円
31	高森町	4,551円
32	西原村	3,182円
33	南阿蘇村	4,107円
34	御船町	3,145円
35	嘉島町	2,738円
36	益城町 (熊本空港を除く。)	2,701円
37	甲佐町	3,589円
38	山都町	5,032円
39	氷川町	3,589円
40	芦北町	6,660円
41	津奈木町	7,326円
42	錦町	9,028円
43	多良木町	8,658円
44	湯前町	9,102円
45	水上村	9,250円
46	相良村	8,140円
47	五木村	6,401円
48	山江村	8,510円
49	球磨村	7,363円
50	あさぎり町	8,214円
51	苓北町	9,472円

(玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第5条関係) )

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第30条 略

- 2 前項の費用弁償の額は、玉名市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第51号）の規定の適用を受ける職員の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第30条 略

- 2 前項の費用弁償の額は、玉名市一般職員の旅費に関する条例（平成17年条例第51号）の規定の適用を受ける職員の例による。  
この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第3条第1項に規定する給料表における2級以下に相当するものとする。

議第24号関係

玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新	旧																																																																
<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員が職務のため旅行するときの費用弁償の額は、別表第2に定めるもののほか、玉名市一般職の職員の旅費支給の例による。ただし、外国旅行については、国家公務員の例を基準として市長が定めるものとする。</p> <p>2 前項の費用弁償の支給の方法については、玉名市一般職の職員の旅費支給の例による。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">支給別</th> <th style="text-align: center;">支給額 (円)</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公立大学法人評価委員会委員</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">5,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報化推進計画策定審議会委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硝酸性窒素削減対策検討委員会委員</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">5,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興地域整備促進協議会委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機農業推進協議会委員</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">5,800</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	支給別	支給額 (円)	摘要	略	略	略		公立大学法人評価委員会委員	日	5,800		略	略	略		情報化推進計画策定審議会委員	略	略		硝酸性窒素削減対策検討委員会委員	日	5,800		略	略	略		農業振興地域整備促進協議会委員	略	略		有機農業推進協議会委員	日	5,800		<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員が職務のため旅行するとき _____ は、別表第2により費用を弁償する _____。ただし、外国旅行については、国家公務員の例を基準として市長が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別職の職員が自家用車を利用して別表第3 旅行地の欄に掲げる旅行地に旅行するときの車賃の額は、それぞれ同表車賃の欄に定める額とする。</p> <p>3 前2項の費用弁償の支給の方法については、玉名市一般職の職員の旅費支給の例による。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">支給別</th> <th style="text-align: center;">支給額 (円)</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会委員</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">5,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報化推進計画策定審議会委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興地域整備促進協議会委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	支給別	支給額 (円)	摘要	略	略	略		九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会委員	日	5,800		略	略	略		情報化推進計画策定審議会委員	略	略		略	略	略		農業振興地域整備促進協議会委員	略	略	
職名	支給別	支給額 (円)	摘要																																																														
略	略	略																																																															
公立大学法人評価委員会委員	日	5,800																																																															
略	略	略																																																															
情報化推進計画策定審議会委員	略	略																																																															
硝酸性窒素削減対策検討委員会委員	日	5,800																																																															
略	略	略																																																															
農業振興地域整備促進協議会委員	略	略																																																															
有機農業推進協議会委員	日	5,800																																																															
職名	支給別	支給額 (円)	摘要																																																														
略	略	略																																																															
九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会委員	日	5,800																																																															
略	略	略																																																															
情報化推進計画策定審議会委員	略	略																																																															
略	略	略																																																															
農業振興地域整備促進協議会委員	略	略																																																															

略	略	略
鳥獣被害対策実施隊員	回	2,500
略	略	略
地域学校協働本部運営委員会委員	略	略
略	略	略

別表第2 (第7条関係)

種類	費用弁償の額
鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。
船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。
宿泊費	国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2の1本邦の表で定める指定職職員等の宿泊費基準額の範囲内の実費額

略	略	略
鳥獣被害対策実施隊員	回	2,000
略	略	略
地域学校協働本部運営委員会委員	略	略
図書館窓口等業務委託事業者選定委員会委員	日	5,800
略	略	略

別表第2 (第7条関係)

区分	車賃(1キロメートル当たり)	日当	宿泊料		食卓料
			甲地方	乙地方	
教育委員会委員	37円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
選挙管理委員会委員					
公平委員会委員					
監査委員					
農業委員会委員					
固定資産評価審査委員会委員					
前各号に掲げる者以外の特別職の職員	37円	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

(備考) 宿泊料に係る甲地方及び乙地方の区分については、一般職の職員の旅費に準ずる。

別表第3（第7条関係）

	旅行地	車賃
1	大牟田市	1,369円
2	熊本県庁	2,257円
3	熊本空港	2,886円
4	熊本市中央区（熊本県庁を除く。）	1,961円
5	熊本市東区	2,368円
6	熊本市西区	1,776円
7	熊本市南区	2,590円
8	熊本市北区	1,221円
9	八代市	4,329円
10	人吉市	8,362円
11	荒尾市	1,221円
12	水俣市	7,696円
13	山鹿市	1,406円
14	菊池市	2,109円
15	宇土市	2,553円
16	上天草市	4,736円
17	宇城市	2,997円
18	阿蘇市	4,736円
19	天草市	7,770円
20	合志市	1,924円
21	美里町	3,774円
22	玉東町	592円
23	南関町	1,221円
24	長洲町	962円
25	和水町	555円
26	大津町	2,553円
27	菊陽町	2,331円

<u>28</u>	<u>南小国町</u>	<u>5,476円</u>
<u>29</u>	<u>小国町</u>	<u>5,291円</u>
<u>30</u>	<u>産山村</u>	<u>5,883円</u>
<u>31</u>	<u>高森町</u>	<u>4,551円</u>
<u>32</u>	<u>西原村</u>	<u>3,182円</u>
<u>33</u>	<u>南阿蘇村</u>	<u>4,107円</u>
<u>34</u>	<u>御船町</u>	<u>3,145円</u>
<u>35</u>	<u>嘉島町</u>	<u>2,738円</u>
<u>36</u>	<u>益城町（熊本空港を除く。）</u>	<u>2,701円</u>
<u>37</u>	<u>甲佐町</u>	<u>3,589円</u>
<u>38</u>	<u>山都町</u>	<u>5,032円</u>
<u>39</u>	<u>氷川町</u>	<u>3,589円</u>
<u>40</u>	<u>芦北町</u>	<u>6,660円</u>
<u>41</u>	<u>津奈木町</u>	<u>7,326円</u>
<u>42</u>	<u>錦町</u>	<u>9,028円</u>
<u>43</u>	<u>多良木町</u>	<u>8,658円</u>
<u>44</u>	<u>湯前町</u>	<u>9,102円</u>
<u>45</u>	<u>水上村</u>	<u>9,250円</u>
<u>46</u>	<u>相良村</u>	<u>8,140円</u>
<u>47</u>	<u>五木村</u>	<u>6,401円</u>
<u>48</u>	<u>山江村</u>	<u>8,510円</u>
<u>49</u>	<u>球磨村</u>	<u>7,363円</u>
<u>50</u>	<u>あさぎり町</u>	<u>8,214円</u>
<u>51</u>	<u>苓北町</u>	<u>9,472円</u>



行わせる場合には、第7条第3項に規定する保育等を利用する者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

## 2・3 略

（兼業の禁止）

第11条 地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）及び第180条の5第6項の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、同法第92条の2中「当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第142条、第180条の5第6項及び第252条の28第3項第12号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあり、同法第142条中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「指定管理者」と、同法第180条の5第6項中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「その職務に関する公の施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

行わせる場合には、一時預かり事業等を利用する者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

## 2・3 略

（兼業の禁止）

第11条 地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）及び第180条の5第6項の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、同法第92条の2及び第142条

\_\_\_\_\_中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「指定管理者」と、同法第180条の5第6項中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「その職務に関する公の施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

議第26号関係

玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 保険医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局をいう。</u></p> <p>(助成金の支給申請) 第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは規則で定めるところにより市長に対し、1か月を単位として申請しなければならない。<u>ただし、第9条の規定により市長が助成金に相当する額を保険医療機関等に支払うときは、当該助成金の支給に係る申請は要しない。</u></p> <p>2・3 略 (助成金の支給) 第8条 市長は、<u>前条第1項本文の申請があったときは、その内容を審査の上助成金の額を決定し、当該申請に基づき助成金を支給する。</u></p> <p><u>(保険医療機関等への支払)</u> 第9条 市長は、<u>健康保険法第76条第5項に規定する基金又は国保連合会に委託し、助成金に相当する額を保険医療機関等に支払うことにより受給資格者への助成に代えることができる。</u></p> <p>第10条 略 第11条 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略</p> <p>(助成金の支給申請) 第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは規則で定めるところにより市長に対し、1か月を単位として申請しなければならない。</p> <p>2・3 略 (助成金の支給) 第8条 市長は、<u>前条第1項</u>の申請があったときは、その内容を審査の上助成金の額を決定し、当該申請に基づき助成金を支給する。</p> <p>第9条 略 第10条 略</p>

第 1 2 条 略  
第 1 3 条 略

第 1 1 条 略  
第 1 2 条 略

議第27号関係

玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(乳児等通園支援事業者の一般原則)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する<u>危害防止</u>に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般条件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の一般原則)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する<u>危険防止</u>に十分な考慮を払って設けなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般条件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>

(1)～(5) 略

(6) \_\_\_\_\_利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) 略

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第22条 略

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所におい

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8)～(11) 略

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第22条 略

て一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその\_\_\_\_\_  
職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

議第28号関係

玉名市地域污水处理施設条例の一部を改正する条例

新	旧																												
<p>(名称及び位置) 第3条 污水处理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 488 1066 659"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四本木団地污水处理場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 710 1066 879"> <thead> <tr> <th>污水处理施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四本木団地污水处理場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	四本木団地污水处理場	略	略	略	污水处理施設名	使用料	四本木団地污水处理場	略	略	略	<p>(名称及び位置) 第3条 污水处理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 488 2051 659"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四本木団地污水处理場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>栗崎団地污水处理場</td> <td>玉名市玉名2136番地1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1160 710 2051 879"> <thead> <tr> <th>污水处理施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四本木団地污水处理場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>栗崎団地污水处理場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	四本木団地污水处理場	略	栗崎団地污水处理場	玉名市玉名2136番地1	略	略	污水处理施設名	使用料	四本木団地污水处理場	略	栗崎団地污水处理場		略	略
名称	位置																												
四本木団地污水处理場	略																												
略	略																												
污水处理施設名	使用料																												
四本木団地污水处理場	略																												
略	略																												
名称	位置																												
四本木団地污水处理場	略																												
栗崎団地污水处理場	玉名市玉名2136番地1																												
略	略																												
污水处理施設名	使用料																												
四本木団地污水处理場	略																												
栗崎団地污水处理場																													
略	略																												

議第29号関係

玉名市営住宅条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項第1号の規定にかかわらず、市長が適当と認める家賃債務保証業者（賃貸住宅の借入人の委託を受けて当該借入人の家賃の支払に係る債務等（以下「家賃債務等」という。）を保証することを業として行う者をいう。）と保証委託契約（家賃債務保証業者が借入人の家賃債務等を保証することを当該借入人が委託することを内容とする契約をいう。）を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書類の提出をもって同号の連署に代えることができる。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則<u>第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き</p>	<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則<u>第10条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き</p>

当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

## 2 略

(収入の申告等)

### 第15条 略

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

## 3・4 略

(家賃の納付)

第17条 市長は、入居者から第11条第6項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

## 2～5 略

(市営住宅建替事業による家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の

当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

## 2 略

(収入の申告等)

### 第15条 略

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

## 3・4 略

(家賃の納付)

第17条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

## 2～5 略

(市営住宅建替事業による家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の

家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

議第30号関係

玉名市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(学校給食費の徴収等)</p> <p>第3条 市長は、次に掲げる者（以下「保護者等」という。）から、学校給食法第11条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費を学校給食費として徴収する。</p> <p>(1) 学校給食の提供を受ける市立学校の児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。以下同じ。）であって、当該児童又は生徒について生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(学校給食費の徴収等)</p> <p>第3条 市長は、次に掲げる者（以下「保護者等」という。）から、学校給食法第11条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費を学校給食費として徴収する。</p> <p>(1) 学校給食の提供を受ける市立学校の児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう _____。） _____</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

議第31号関係

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例

新					旧				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分	学校名	使用時間	使用料		区分	学校名	使用時間	使用料	
			一般	中学生以下				一般	中学生以下
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
武道場	略	略	略	略	武道場	略	略	略	略
冷暖房	天水中学校（体育館に限る。）	1時間につき	1,000円						
	岱明中学校（武道場に限る。）	1時間につき	500円						
備考 略					備考 略				

議第32号関係

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(経営の基本) 第3条 略 2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。     (1) 略     (2) 給水人口は、合計<u>46,120人</u>とする。     (3) 1日最大給水量は、合計<u>18,440立方メートル</u>とする。 3・4 略</p>	<p>(経営の基本) 第3条 略 2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。     (1) 略     (2) 給水人口は、合計<u>49,900人</u>とする。     (3) 1日最大給水量は、合計<u>20,150立方メートル</u>とする。 3・4 略</p>

議第33号関係

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

新	旧
<p>(共同設置する地方公共団体)</p> <p>第1条 熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、<u>宇土市</u>、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村（以下「関係市町村」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定による関係市町村の長（以下「関係市町村長」という。）の附属機関を、共同して設置する。</p>	<p>(共同設置する地方公共団体)</p> <p>第1条 熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市_____、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村（以下「関係市町村」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定による関係市町村の長（以下「関係市町村長」という。）の附属機関を、共同して設置する。</p>